

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）

（支援給付に係るその他の法令の適用）

第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一から九まで （略）

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項 ただし書の」とあるのは「第三十条第一項 ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法 附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。